

科目名	法律事例研究 II	科目分類	■ 専門科目群 □ 総合科目群	
			法律学科	■ 必修 □ 選択
			学科	□ 必修 □ 選択
英文表記	Legal Cases Study II	開講年次	■ 1年 □ 2年 □ 3年 □ 4年	
		開講期間	□ 前期 ■ 後期 □ 通年 □ 集中	
ふりがな	おうもと まさき・あきやま えいいち	実務家教員担当科目	修得単位	2 単位
担当者名	應本 昌樹・秋山 栄一	実施方法	■ 対面のみ □ 遠隔のみ □ 対面・遠隔併用	
授業のテーマ	日常生活の中で起こる事例に潜んでいる法的問題の研究を通して、民法、刑法の主要 2 法についての理解や問題意識を高めるとともに、そうした問題を自ら考えることができるようになる。			
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ・前期又は 1 年次に学習した法律事例研究 I についての知識を異なる観点から分析できるようにすること。 ・社会現象を法的な視点で見ることができるようになること。 ・卒業試験を見据えて、法学部生として、2 年次以降の学習習慣が確立できるようにすること。 			
授業概要	この授業では、民法、刑法について、それぞれの分野ごとにひとつの大きなテーマを対象にして、それに関連する法の内容やポイントを掘り下げて解説していきます。身の回りにある題材を通して各法分野に興味を持ってもらい、今後の学びにつなげていってもらうことを目標にしています。みなさんが民法、刑法で学習している内容が、実社会でどのようなかたちで現れているのかをイメージし、法律問題として考えていただけるようになってもらいたいと思っています。			
授業計画				
第 1 回	ガイダンス：刑法 1 刑事法とはどのような分野か、その概要について			
第 2 回	刑法 2 刑法とはどのような分野か、その概要と罪刑法定主義について			
第 3 回	刑法 3 刑法総論① 構成要件該当性 ～「刑法の定める犯罪の要件に合致する」とは			
第 4 回	刑法 4 〃 ② 違法性 ～「違法と適法の限界」とは			
第 5 回	刑法 5 〃 ③ 責任 ～「非難することができない」とは			
第 6 回	刑法 6 刑法各論① ～ 生命などの個人を守ろうとする刑法について考える			
第 7 回	刑法 7 〃 ② ～ 社会、国家を守ろうとする刑法について考える			
第 8 回	まとめと中間試験			
第 9 回	民法 1 民事法とは、民法の基本原則			
第 10 回	民法 2 民法の主な仕組み①：契約			
第 11 回	民法 3 民法の主な仕組み②：所有権			
第 12 回	民法 4 民法の主な仕組み③：損害賠償			
第 13 回	民法 5 民法の主な仕組み④：人の能力、代理、法人			
第 14 回	民法 6 家族と法、ビジネスと法、民事事件の手続			
第 15 回	民法 7 民事事件の論じ方			
第 16 回	定期試験			
授業時間外の学習	前期又は 1 年次に学習した法律事例研究 I の内容との関連性を意識しながら、授業で扱ったテーマについて、毎回復習をきちんと行うこと（2 時間程度）。			
履修条件 受講のルール	必修科目ですので、該当する学生は全員履修になります。適宜資料を配布しますが、事前に連絡がなく欠席した学生には、原則として配布しませんので、友人同士でコピーするなどしてください。			
テキスト	レジュメ等を配布する予定です。			
参考文献・資料	六法は必携。必要に応じて講義内で紹介します。			
成績評価の方法	【中間試験＋定期試験＝100% 民法・刑法、それぞれ 50%の評価になります】 上記評価項目を基に、必要に応じて小テストも実施し、総合的に判断します。 ・出席確認時に不在だった場合は原則としてその回は欠席とします。			

	<p>・授業中に無許可で退出した場合は欠席とします。</p> <p>※ 出席回数が規定に満たなかった場合及び授業料その他納入金等の全額を納めていない場合は、試験を受けることができません。</p>
オフィスアワー	<p>應本昌樹 毎週火曜日 13:00～14:30 および木曜日 13:00～14:30</p> <p>秋山栄一 毎週月曜日 14:40～16:10 および水曜日 14:40～16:10</p> <p>なお、上記時間帯であっても所用により不在の場合があります。これら以外の日時であっても、研究室に在室していて可能であれば、随時対応します。</p>
成績評価基準	<p>秀(100～90点)、優(89～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)、不可(59点以下)</p>
実務経験及び実務を活かした授業内容	
学生へのメッセージ	<p>法は社会のルールですから、さまざまな社会現象から無関係に存在しているものではありません。皆さんが授業で学んでいる「法」が、生活の身近なところで具体的にどのようなように存在し、機能しているのかを理解し、法学部でのさらなる「学び」につなげていくことを期待しています。</p>